

**県立高等学校等における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**

令和5年5月30日改訂

茨城県立境高等学校

茨城県立境高等学校県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (令和5年5月30日改訂)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されました。

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となり、その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

本ガイドラインは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（文部科学省）等に基づき、学校運営に当たっての留意点を示すものです。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

学校においては、生徒の健康の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行う保健管理に努める必要があり、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。

具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行う。地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障していくことが必要である。

その際、感染症対策を講じたとしても、感染リスクはゼロにはならないということを理解し、感染者が確認された場合には、適切に対処することができるよう、教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を構築しておくことが重要である。

2 平時から求められる感染症対策

1 生徒への指導

生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行うこと。

また、生徒は、感染症対策のための持ち物を携行すること。

＜各自に必要な持ち物＞

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・（必要に応じて）マスクやマスクケース等

2 生徒の健康観察

学校内での感染拡大を防止するため、健康観察を通じて、生徒の健康状態の異変等を把握し、当該生徒自身の健康保護や、他者への感染リスクを減らすことが重要となる。

（1）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知

- ・予め、生徒の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得る体制を構築すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難である

ことから、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限する必要はないことに留意すること。

(2) 生徒の健康状態の把握

- ・家庭との連携により、生徒の健康状態を把握すること。
※効果的に把握するため、ＩＣＴ等を活用すること考えられるが、生徒の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要

(3) 生徒に発熱等の症状が見られた場合の対応

- ・生徒に発熱等の症状が見られる場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導し、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じ対応すること。
※生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。（教職員についても同様）

3 換気

従来より学校環境衛生基準では、感染症拡大の予防対策のため、換気の基準として、二酸化炭素濃度は、1,500ppm 以下であることが望ましいとされている。新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、感染拡大防止のためには、1,000ppm 相当の換気の確保が望ましいことに、引き続き留意すること。

- ・可能な限り常時、2方向の窓を対角に開けておくこと。
窓を開ける幅は10～20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にする、廊下の窓を開けるなどの工夫をすること。
- ・常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、対角線上の2方向の窓を同時に全開にすること。
- ・窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いるなどの対応をとること。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行うこと。
- ・冷暖房設備使用時においても、換気をする。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやＨＥＰＡフィルタ付空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講ずることも検討し、可能な限り十分な換気を確保すること。
- ・夏季は、熱中症対策として、換気による暑さ指数（WBGT値）の変化にも留意し、適切に冷房設備を使用すること。
- ・冬季は、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、生徒に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応すること。
- ・十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するため、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニター等により二酸化炭素濃度を計測することを検討すること。

4 手洗い等の手指衛生の指導

接触感染について生徒に理解させ、接触感染対策として重要な手洗いを指導すること。

- ・30秒程度かけて流水と石けんでの手洗いを基本とし、石けんの常時設置を徹底すること。

- ・石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする 場合には、流水でしっかり洗うことを指導するなどの配慮をすること。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は、共用しないように指導すること。

- ・特に、手洗いのタイミングとなる登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の 前後などに、こまめに手を洗うことを指導すること。
 - ・流水による手洗いができない場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用し、色々 なと ころに触れる「指先」は念入りに行うよう指導すること。
- ※手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり感染 対策 の基本は流水と石けんでの手洗いであることに留意し指導すること。
- ※教職員や、学校に出入りする関係者の間でも取り組むこと。

5 咳エチケットの指導

飛沫感染について生徒に理解させ、飛沫感染対策として適切な咳エチケットを指導すること。

※咳エチケットとは

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、 肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること。

※マスクの取扱いについて

- ・学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本 とす ること。
- ・ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等 にお いて医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が 推奨され る場面では、マスクを着用することを推奨すること。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健 康上 の理由により着用できない生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのな いよう に すること。
- ・生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導すること。

6 清掃

学校生活の中で消毒によりウイルスを完全に死滅させることは困難であるため、一時的な消 毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底すること。

※日常的な消毒作業を行うことは不要

7 抵抗力を高めること

健康の保持増進のためには、「睡眠」、「運動」及び「食事」に気を配り、調和のとれた生 活を続けることが必要であるため、保健の学習のみならず、日常的に指導すること。

3 感染流行時において一時的に実施する感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合などには、以下を参考に、一時的に活動場面に 応じ た対策を講じること。

1 マスクの取扱い

教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことを検討し、適切に対応すること。

※感染流行時であっても、マスクの着用を強いることのないようすること。

2 身体的距離の確保

学校においては、身体的距離を確保することが感染対策上有効であることから、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえ、生徒の間隔を可能な範囲でとること。

※生徒の間隔に一律にこだわるのではなく、換気の組み合わせ等、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。

3 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 各教科等

「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に以下の対策等を講じること。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

＜感染リスクが比較的高い学習活動＞

【各教科等共通】 「生徒が対面形式となるグループワーク等」

「一斉に大きな声で話す活動」

【理科】 「生徒がグループで行う実験や観察」

【音楽】 「生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

【図画工作、美術、工芸】 「生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

【家庭、技術・家庭】 「生徒がグループで行う調理実習」

【体育、保健体育】 「組み合ったり接触したりする運動」

＜その他の留意事項＞

- ・医療的ケアを必要とする生徒（以下「医療的ケア児」という。）及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒（以下「基礎疾患児」という。）や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒については、授業等への参加を強制せず、生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・自立活動等については、教師と生徒や生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施すること。

(2) 儀式的行事等の学校行事

生徒や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行い、一時的に、

(1) で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じること。

＜感染症対策＞

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

＜開催方式の工夫の例＞

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催など。

(3) 部活動

部活動の実施に当たって、一時的に、（１）で述べた対策を講じるほか、以下の点に留意しながら活動を行うこと。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校としても責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意すること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に留意すること。
- ・生徒の部活動の前後の活動にも留意すること。

（４）食事をとる場面

会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。一時的に、（１）で述べた対策を講じること。

※弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても同様

（５）登下校

- ・登下校時には、感染状況が落ち着いている平時も含めて、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・帰宅後（又は学校等到着後）は速やかに手を洗う等の指導を行うこと。

＜スクールバス利用時の留意事項＞

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、乗車を見合わせるよう呼び掛けること。
- ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること。

※地域や学校において感染が流行している場合などには、スクールバスの運行方法について可能な範囲で工夫等を行い、過密乗車を避けることを検討し、適切に対応すること。

4 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

1 出席停止の取扱い及び指導要録上の取扱い

生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づき出席停止の措置を講じること。

【出席停止の期間の基準】（学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号チ）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

※「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日を 0 日目とし、翌日から起算すること。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日を 0 日目とし、5 日を経過するまでを基準とすること。

※学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席

停止の期間を短縮することは、基本的に想定されないこと。

- ・季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることは可能。
- ・出席停止の措置を講じた場合においては、当該生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、4（p.7～8）に述べる必要な措置を講じること等にも配慮すること。
- ・感染者であった教職員や生徒が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないようにすること。

2 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

※保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

- ・合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。
＜合理的な理由の判断に当たっての留意事項＞
 - ・地域や学校における感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえること。
 - ・判断に当たっては、特に中学生は就学義務も踏まえ、生徒の学びが保障されるよう配慮すること。
 - ・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合等も含まれること。

3 学校内で感染が広がった場合における対応

新型コロナウイルス感染症については、当分の間、常に流行の可能性があることから、引き続き流行への警戒を継続し、学校における対応についても準備を進めておくこと。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などが生じないよう十分に注意を払い、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行うこと。

（１）地域の感染状況の把握

茨城県感染情報センターホームページ等により、把握に努めること。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/weekly/index.html>

（２）臨時休業の判断

学級閉鎖等の措置は、学校内における感染症のまん延防止を目的として実施するものであり、平常の欠席率、学級、学年の患者数分布、学校所在地域の流行状況等に応じた防疫措置をとるべきで、一律に判断することは困難であることから、学級等における感染拡大が疑われる場合は、次のとおりとすること。

新型コロナウイルス感染症が疑われる欠席者（早退を含む）の人数のみをもって判断することなく、周辺地域や近隣の学校の感染状況を十分勘案し、学校医等と協議した上で行うこと。

＜参考＞

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省：令和5年5月改定版）の学級閉鎖に係る考え方

「同一の学級において複数（感染経路に関連がない場合を除く）の児童生徒等の感染が判明した場合」

4 やむを得ず学校に登校できない生徒に対するICTの活用等による学習指導

臨時休業又は出席停止等により生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、生徒の学習の機会を確保することができるよう、平時から非常時を想定した備えをしておくことが重要である。

その上で、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するよう、以下の対応をすること。

- ・ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりすること。
- ・登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うこと。
- ・学習指導に当たっては、生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられる。
- ・登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するとともに、課題を配信する際には、生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。
- ・家庭の事情等により特に配慮を要する生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとること。
- ・このほか、障害等のある生徒については、支援の際に接触が避けられないこともあることから、生徒の障害や基礎疾患の種類や程度等を踏まえ、適切に対応すること。こうした対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、生徒の安全確保等の観点から支援や介助等において必要となる接触等について保護者に対し事前に説明すること。

※ 詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（事務連絡）」（令和4年1月12日）を参照

5 感染対策に当たって配慮すべき事項

1 生徒等及び教職員の心身の健康状態の把握、心のケア等

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応することが重要である。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられる。

2 医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患等がある生徒等への対応

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法等について、従前どおり学校医等に相談し、十分安全に配慮すること。

また、基礎疾患児についても、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をすること。

こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、生徒等の安全確保等の観点から指導や介助等において必要となる接触等について、保護者に対し事前に十分に説明すること。

3 新型コロナワクチンと学校教育活動

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われており、生徒等に対するワクチンの接種は、本人や保護者の判断が尊重されるべきものである。

一方で、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されない。

また、身体的な理由や様々な理由によって接種を受けることができない人や望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めること。なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する出欠の取扱いについては、以下を参考とすること。

（１）生徒等が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

原則は「欠席」とする。ただし例えば、以下の場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能である。

＜例＞

期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断した場合。

（２）副反応が出た場合の生徒の出欠の取扱い

生徒や保護者から状況を聴取し、校長が適切に判断する。